

## 環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：保健医療部

事業種名：建築物の建設、工作物の設置

### 1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

埼玉県緑化計画における緑化の基準を順守し、持続可能な社会の実現を目指し、環境に配慮・調和した施設とすることを設計の基本方針とした。

### 2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

①自然エネルギーなど温室効果ガス削減効果のあるエネルギー源を活用し、地球環境に配慮した施設、②田園地帯として、緑の環境と調和を図った建物、③各機能の利用実態にあった空調・換気計画、日射遮蔽スクリーンによる外装となるよう建物の基本設計を実施した。

### 3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

今後は今回の設計を基に、令和 8 年度の使用開始に向け、施行を進めていく。

### 4 課題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）

予定地は田園地帯であり、動植物が多数生息すると考えられるため、周辺的环境に十分配慮する必要がある。

### 5 事業一覧

（様式第 1 号により個別評価を行った事業を列挙する。）

別表－2 のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和元年度から令和7年度

部局名：保健医療部

事業種名：12 建築物の建設、工作物の設置

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	食肉衛生検査センター新築工事	設計段階	40	33	82.5	4
	合計		40	33		

## 環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 保健医療部 課・所・室名 食品安全課

事業の種類	12 建築物の建設、工作物の設置	事業名	食肉衛生検査センター新築工事
事業の規模	R C造2階建 1,468.02㎡	実施場所	熊谷市大字原井字上1-2
計画期間	令和元～7年度	段階	設計段階
事業の概要：県内のと畜検査の現状に即し、かつ老朽化した北部支所の施設の改善を図るため、北部支所に隣接する県有地に本所と北部支所の機能を集約化した庁舎を建設し、食の安全・安心確保を推進するものである。			

※別表1を添付する。

総合評価 4

## 【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

## 特に配慮した事項

食肉衛生検査センターは、安全で衛生的な食肉の確保を目的として、疾病の判定に必要な精密検査や抗生物質等の残留物質検査等を行う施設である。また、検査業務を迅速かつ効率的に実施できるよう、と畜場内又は隣接地等に設置する必要がある。

このようなことを前提として、設計段階においては埼玉県緑化計画における緑化基準を順守するとともに、「持続可能な社会の実現を目指し、環境に配慮・調和した施設」とすることを設計の基本方針とし、①自然エネルギーなど温室効果ガス削減効果のあるエネルギー源を活用し、地球環境に配慮した施設②田園地帯として、緑の環境と調和を図った建物③各機能の利用実態に合った空調・換気計画、日射遮蔽スクリーンによる外装となるよう建物の基本設計を実施した。

## 配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

田園地帯であり動植物が多数生息すると考えられるため、施工に当たっては近隣の環境に十分配慮する必要がある。

## 【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。  
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。  
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。  
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 1 2 建築物の建設、工作物の設置に関する環境配慮方針

事業名	食肉衛生検査センター新築工事
-----	----------------

配慮時期	設計段階
------	------

各種計画との整合等		該当	実施	
個別事項	1	国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○	✓
	2	周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○	✓
	3	日照障害、電波障害、風害の防止や景観の保全に努める。	○	✓
	4	地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。		

**基本方向 1**

温室効果ガス排出実質ゼロとする脱炭素社会、持続的な資源利用を可能とする循環型社会づくり

基本的配慮事項 1 気候変動対策の推進		該当	実施	
個別事項	1	再生可能エネルギーの活用を図る。	○	✓
	2	蓄電池等の導入を図る。	○	
	3	コージェネレーションの導入を図る。	○	
	4	エネルギーの効率的利用を図る。	○	✓
	5	工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	-	
	6	交通流の整序化を図る。	-	
	7	TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	-	
	8	エアコン等の廃棄の際は、フロン類を適正に回収する。	○	✓
	9	ノンフロン製品等の導入を図る。	○	✓
	10	建物の断熱化を図る。	○	✓

	11	照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	12	空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	✓
	13	防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	
基本的配慮事項 2 資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進			該 当	実 施
個 別 事 項	1	建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	✓
	2	建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	
	3	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。	○	✓
	4	日頃適切な補修管理に努める。		
	5	建替え等で解体を行う際は、原則として分別解体を条件として発注し、発生した廃棄物ができるだけリサイクルされるよう努める。	○	✓
	6	改修・修繕の容易な建物となるよう努める。	○	✓
	7	建物の耐久性に配慮する。	○	✓
	8	建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		
	9	建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		

基本方向 2				
安心、安全な生活環境と生物の多様性が確保された自然共生社会づくり				
基本的配慮事項 3 みどりの保全と創出			該 当	実 施
個 別 事 項	1	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	✓
	2	在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	✓
	3	駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	✓
	4	芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。	○	✓
	5	県産木材の積極的活用を図る。	○	✓

基本的配慮事項 4 生物多様性と生態系の保全			該当	実施
個別事項	1	野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	✓
	2	害獣・害虫等が繁殖しづらい建物構造・設備配置や樹種の選定等を行い、薬剤散布を極力行わない管理方法に努める。	○	✓
	3	さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。		
	4	希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。		
基本的配慮事項 5 恵み豊かな川との共生と水環境の保全			該当	実施
個別事項	1	水質等の保全を図る。	○	✓
	2	地下水汚染防止対策に努める。	○	✓
	3	周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	✓
	4	公共下水道の導入を図る。	-	
	5	雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	✓
	6	排水再利用(中水利用)システムの導入を図る。	○	
	7	節水機器の採用に努める。	○	✓
	8	透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	✓
	9	地盤沈下対策を適切に実施する。	○	✓
	10	周辺の地下水に影響を与えないようにする。	○	✓
基本的配慮事項 6 安全な大気環境や身近な生活環境の保全			該当	実施
個別事項	1	工事施工中の粉じん対策を図る。	○	
	2	室内汚染物質の放散量の少ない内装材等を使用し、室内環境の保全を図る。	○	✓
	3	騒音・振動対策を適切に実施する。	○	✓
	4	工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。	○	
	5	環境対策型建設機械の採用を図る。	-	

**基本方向 3**

あらゆる主体の参画による持続可能な社会構築のための産業・地域・人づくり

基本的配慮事項 8 地域資源の活用や交流・連携による地域づくり・人づくり		該当	実施
個別事項	1	文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	
	2	周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○
	3	児童や県民等への学習の場を創出する。	
	4	環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。	

合計	
(a)	(b)
40	33

**【実施率の算出方法】**

実施率は、次の式で算出しています。 実施率 (%) =  $b \div a \times 100$

実施率
82.5%

**【総合評価の評価基準】**

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価
4

※ 総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。